補聴器 購入費 補助金

内 容

高齢者の生きがいづくりと社会参加のために、補聴器を購入する方に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

対象者

＊市内に住所を有する 65 歳以上の方で、次の全てに該当する方

□申請する年度において、住民税非課税の者
（申請日 4/1～6/30 の間は、前年度とする）

□本人および世帯員に市税等の滞納がない者

□身体障害者手帳（聴覚または平衡機能）の対象とならない者

□各耳の聴力レベルが 30 dB以上であり、補聴器の使用が必要な者
（耳鼻咽喉科の医師による証明書が必要）

□過去に当事業の助成を受けたことがない者

□その他の補聴器購入費等助成を受けていない者

□購入後の状況調査に協力できる者

補助内容

＜対象経費＞

管理医療機器認定を取得した補聴器本体 1 台分の費用

※装着効果が高い左右いずれかの耳に装着する補聴器

※付属品や修理費用、検査料、受診料、証明書の作成料、補聴器の保守に要する費用などは除く

＜補助金額＞

対象経費の２分の１（上限 ３０，０００円）

※1,000 円未満の端数は切り捨て

裏面へ続きます

手続きの流れ

① 申 請

下記書類を高齢者支援課へ提出してください。

＜提出書類＞

- 御前崎市高齢者補聴器購入費補助金交付申請書
- 御前崎市高齢者補聴器購入費補助金交付に係る医師の証明書
  （耳鼻咽喉科の医師に記入を依頼してください。）
- 補聴器のメーカー名・型番号が明記された見積書及び見積内訳書
  （医師の証明書に基づき補聴器を選んでください。）

② 補聴器の購入

市より、「御前崎市高齢者補聴器購入費補助金交付決定通知書」が届いたら、対象となる補聴器を購入する。

③ 請求書の提出

市へ下記書類を提出してください。

＜提出書類＞

- 請求書
- 領収書
- 対象経費の内訳書

※申請書は、医師の証明書・見積書の記入日から６カ月以内に提出してください。
※補聴器は、交付決定通知書が発行された年度内に購入してください。
※請求書の提出は、補聴器購入後 30 日以内または交付決定日の属する年度末のいずれか早い日までに行ってください。

注意事項

- 申請前に購入した補聴器は、補助対象外です。
- 補聴器には高額なものもあり、購入後は返品できないこともあるため、購入前に家族や医師とよく相談しましょう。

問い合わせ

御前崎市役所高齢者支援課
☎0537-85-1118

御前崎市　補聴器助成